

## 第9章 事故災害対策計画

社会・産業の高度化、複雑化及び多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、橋梁等道路構造の大規模化等が進展している。

このような社会構造の変化により、海上災害、航空災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災等大規模な事故による被害（事故災害）についての防災対策の一層の充実強化を図るため、次のとおり事故災害について予防及び応急対策を定める。

### 第1節 海上災害対策計画

船舶の衝突、乗務、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早急に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防及び応急対策は、本編第7章「港湾等防災対策計画」によるほか、この計画の定めるところによる。

#### 1 海難対策計画

##### (1) 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施するものとする。

##### ア 気象情報の常時把握

船主及び船長は、次により常に気象情報の把握に努め、荒天に際しては早期避難、避泊を図るものとする。

##### (イ) 放送の聴取

漁業気象通報及び天気予報を聴取し、周辺海域の気象状況の把握に努めること。

##### (ロ) 漁業無線局の放送聴取

漁業無線局の気象通報は、各出漁船に対し最も適切にその状況を伝えるので、必ず聴取するとともに荒天に対する海上保安部からの警告指導が出た場合は、速やかに適切な措置を講ずること。

##### イ 海難防止の指導

市、小樽海上保安部、石狩支庁及び札幌方面北警察署は、法令の定めるところにより適切な予防対策を講ずるほか、北海道漁船海難防止・水難救助センター等とともに船主及び船長に対し、次の事項を指導する。

##### (イ) 海事法令等の違反防止指導

(イ) 船体、機関、救命設備（救命器具、信号用具、消火設備等）及び通信施設の整備

(ロ) 気象状況の常時把握及び適正な準備体制の確立

(ハ) 船舶乗組員の養成及び資質の向上

(ニ) 小型船舶の集団操業の励行指導及び相互救難体制の強化

(ホ) 避難防止に対する意識の高揚

## (2) 災害応急対策

### ア 情報通信

市は、情報収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化及び応急対策の調整等を行う。

連絡系統は、別図のとおり。

### イ 災害広報

海難発生時の広報は、本編第4章第4節「災害広報計画」の定めによるほか、被災者の家族、旅客、地域住民等に対し、次の情報を提供する。

#### (ア) 海難の状況

(イ) 旅客及、乗組員等の安否情報

(ウ) 医療機関の情報

(エ) 関係機関の応急対策に関する情報

(オ) その他必要な事項

### ウ 応急活動体制

市は、海難が発生し、又は発生するおそれがある場合に、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

### エ 救助救出活動

#### (ア) 小樽海上保安部

a 災害時における救出救助、消火活動及び船舶の避難誘導並びに人員、救援資機材の海上輸送

b 災害情報の収集、伝達及び船舶に対する気象予警報の周知

#### (イ) 札幌方面北警察署

警察官は、海難が発生し、又は発生する恐れがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携を図り災害応急対策を実施する。

#### (ウ) 石狩市

関係機関と密接な連絡のもとに次の業務を実施する。

a 遭難船を発見したときは、小樽海上保安部及び札幌方面北警察署に連絡するとともに、直ちに現場に臨み救護措置を行う。

b 救護のために必要があるときは、住民を招集し、船舶、車その他の物件を徴用し、又は他人の所有地を使用し、救助の指揮を行う。

#### (エ) 石狩湾新港管理組合

石狩湾新港管理組合は、海難が発生し、又は発生する恐れがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携を図り災害応急対策を実施する。

#### (オ) 石狩湾漁業協同組合

常時所属出漁船の動静を把握し、海難発生時には、適切な指示を与えるとともに関係機関に対する連絡にあたる。

#### (カ) 石狩救難所

小樽海上保安部から要請があった場合若しくは自ら海難を認知した場合は、人命又は船舶を救助する。

## 2 流出油等対策計画

### (1) 災害予防

市は、関係機関と協力して、海難事故による油等の海上流出等を未然に防止し、又は被害を軽減するために必要な予防対策を実施する。

ア 油類積載船舶の接岸荷役の安全を確保するため、岸壁等の改修、岸壁水深の維持に努める。

イ 大量の危険物荷役中の警備及び監視を厳重にし、火気及び立入禁止の徹底を図る。

ウ 船舶所有者等、漁業協同組合に対し、荷役について次のとおり指導する。

(ア) 荷役は油槽所等の保安担当職員の指導監督のもと行うこと。

(イ) 消火器具の配備

(ロ) 流出事故の予防対策及び化学消火剤等の配備

(ハ) 立入禁止、火気厳禁の標識の徹底

エ 入港船舶の危険物積載の状況等、消防活動上あらかじめ把握しておくことが必要と認められる資料及び情報について関係機関と相互に交換する。

連絡系統は、別図のとおり。

### (2) 災害応急対策

#### ア 情報通信

油等の大量流出事故が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市は、関係機関と連携し情報収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

連絡系統は、別図のとおり。

#### イ 災害広報

油等大量流出事故災害時の広報は、本編第4章4第節「災害広報計画」の定めによるほか、次の事項について広報を実施する。

(ア) 油等大量流出事故災害の状況

(イ) 関係機関の災害応急対策に関する情報

(ロ) 海上輸送復旧の見通し

(ハ) 避難の必要性等、地域に与える影響

(ニ) その他必要な事項

#### ウ 応急活動体制

市は、油等大量流出事故災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

#### エ 流出した油等の拡散防止及び回収除去活動

(ア) 事故の原因者等

速やかに小樽海上保安部に通報するとともに、流出油等の防除活動を実施する。

(イ) 小樽海上保安部

a 巡視船艇・航空機を現地に出動させ、流出油等の拡散及び性状の変化の状況を調査するとともに、関係機関に情報を提供する。

b 原因者の防除措置のみでは不足である場合にあっては、応急的な防除活動を行うとともに、航

行船舶の避難誘導等船舶交通の安全確保と危険防止に必要な措置をとる。

- c 事故の原因者等の防除措置義務者が流出油等の拡散防止、除去等の必要な措置を行っていないと認められるときは、防除措置を行うよう命ずるとともに、被害を最小限に止めるための措置を講ずる。
- d 石狩・後志管内沿岸排出油防除協議会会員に対し、必要な資機材の確保及び流出油対策の実施について要請する。
- f 原因者等に対し、油回収船による流出油の回収、船舶からの油の抜き取り、オイルフェンスの展張、油処理材の使用等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。

(7) 石狩市

- a 道にヘリコプターによる流出油の漂流状況等の情報収集を要請する。
- b 流出油等の海岸等への漂着に対処するため、直ちに関係機関と協力うえ、必要に応じて、流出油等の防除、環境モニタリング等必要な措置を講ずる。

防除措置を実施するにあたっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、流出油等による被害の軽減に努める。

(エ) 北海道

- a ヘリコプターによる流出油の漂着状況等の情報収集を実施する。
- b 漁業資源及び水産施設等への被害防止並びにその他沿岸における災害防止のための情報収集及び関係機関への伝達を実施する。
- c 流出油等の海岸等への漂着に対処するため、関係機関と調整を行うとともに、必要に応じて防除措置を講ずる。

(オ) 札幌方面北警察署

- a 油等大量流出等の災害が発生した場合には、警察用航空機、警察船舶等を活用するとともに、沿岸における警ら活動を行い、漂着物の状況等を把握するための沿岸調査及び警戒監視活動を行うものとする。

オ 避難措置

流出油等による火災、爆発により住民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は本編第6章第3節「避難救出計画」の定めるところにより実施する。

カ 防災ボランティアとの連携

流出油の防除作業等には多くの労働力が必要となる。それらの作業を実施する防災ボランティア団体等の受け入れ等については、本編第3章第2節「防災ボランティアとの連携」の定めるところによる。

### 3 自衛隊派遣要請

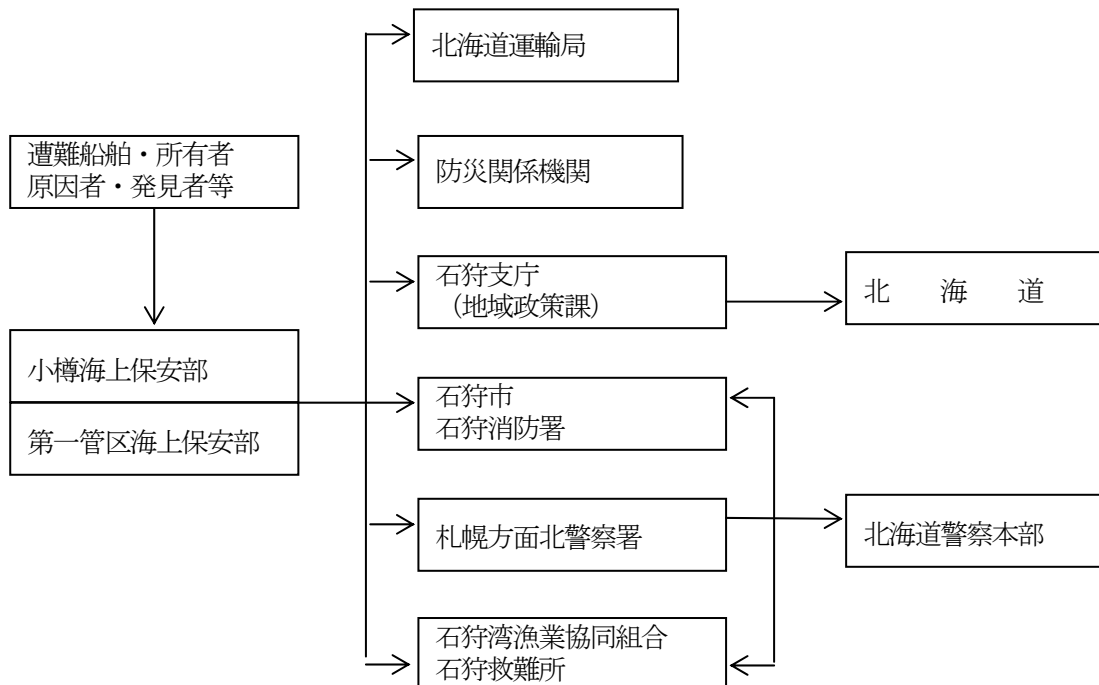
市は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、石狩支庁長を通じて道に自衛隊の災害派遣の要請を依頼する。

### 4 広域応援

市は、海難、流出油等事故災害の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、道及

び他の市町村への応援を要請する。

別図 情報通信連絡系統図



## 第2節 道路災害対策計画

道路構造物の被災又は大型車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動が必要とされている災害（以下「道路災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、市及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、この計画の定めによる。

### 1 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するための必要な予防対策を実施する。

#### (1) 道路管理者

ア 橋梁等、道路施設の点検を強化し、施設等の現況把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図る。

また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にもその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

イ 道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するため必要な体制の整備に努める。

ウ 道路災害を未然に防止するため、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

エ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。

オ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じて体制改善等の必要な措置を講ずる。

カ 道路災害時に、施設、設備等の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制並びに資機材等を整備する。

キ 道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図る。

ク 道路災害の原因究明に資する総合的な調査研究を行い、その結果をふまえ再発防止対策を実施する。

#### (2) 札幌方面北警察署

道路交通の安全のための情報の収集を図るものとし、異常が発見され、災害が発生するおそれのある場合には、通行の禁止など必要な措置を行い、道路利用者にも周知するとともに、被災現場、周辺地域等において、交通安全施設の点検を実施するなど必要な措置を講ずる。

#### (3) 石狩北部道路防災連絡協議会

ア 関係機関が連携して地域防災にあたるための体制を整備する。

イ 大雨、吹雪等の異常現象による通行止め等の通行規制情報を地域の防災関係機関や地域住民・道路利用者・事業者へ伝達するための体制を整備する。

## 2 災害応急対策

### (1) 情報通信

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集、通信等は、次により実施する。

ア 市及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

イ 市及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

ウ 市及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の管理、共有化、応急対策の調整等を行う。

エ 道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報通信連絡系統は、別図のとおりとする。

### (2) 災害広報

市及び関係機関は被災者の家族、道路利用者及び地域住民等に対し、次の情報を提供する。

ア 道路災害の状況

イ 被災者の安否情報

ウ 医療機関等の情報

エ 関係機関の災害応急対策に関する情報

オ 施設等の復旧状況

カ 避難の必要性、地域に与える影響

キ その他必要な事項

### (3) 応急活動体制

市は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

### (4) 救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、本編第6章第3節「避難救出計画」の定めによるものとするが、道路管理者は関係機関による初期活動が迅速かつ的確に行われるよう協力する。

### (5) 消防活動

ア 石狩消防署は、本編第5章第4節「消防計画」に基づき速やかに道路災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施する。

イ 石狩消防署の職員は、道路災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

ウ 道路管理者は、道路災害による火災の発生に際して、石狩消防署による迅速かつ的確な初期消防活動が行われるよう協力する。

### (6) 行方不明者の捜索及び死体の収容等

本編第6章第11節「行方不明者の捜索並びに死体収容、処理及び埋葬計画」の定めにより行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬を実施する。

### (7) 交通規制

道路災害時における交通規制については、次により実施する。

ア 札幌方面北警察署は、道路災害発生地に通じる道路及び周辺道路等において、災害の拡大防止及び

交通の確保のため必要な交通規制を行うものとする。

イ 市及び他道路管理者は、の管理する道路において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。

(8) 自衛隊の派遣要請

市は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、本編第6章第19節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めにより、石狩支庁長を通じて道に、自衛隊の災害派遣の要請を依頼する。

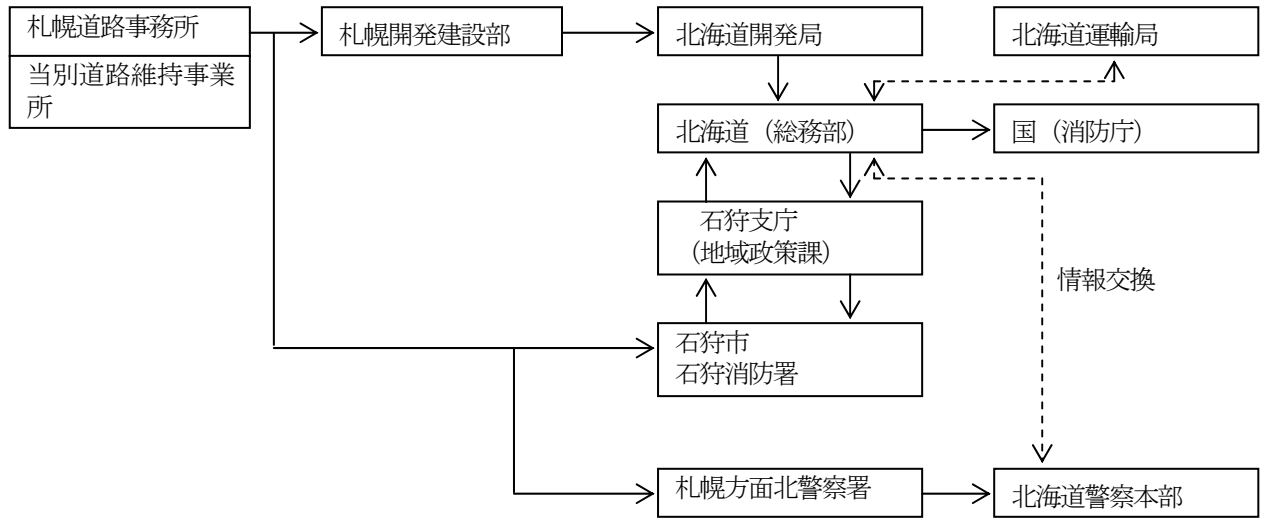
(9) 広域応援

市は、災害の規模により、単独で十分な災害応急対策を実施できない場合は、道及び他の市町村等に応援を要請する。

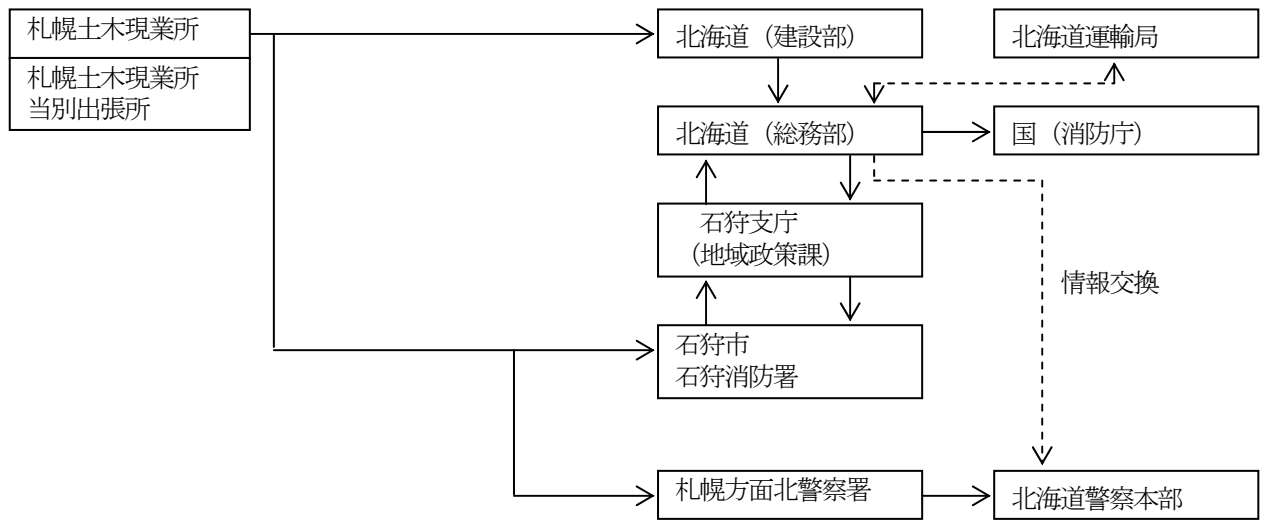


別図 情報通信連絡系統図

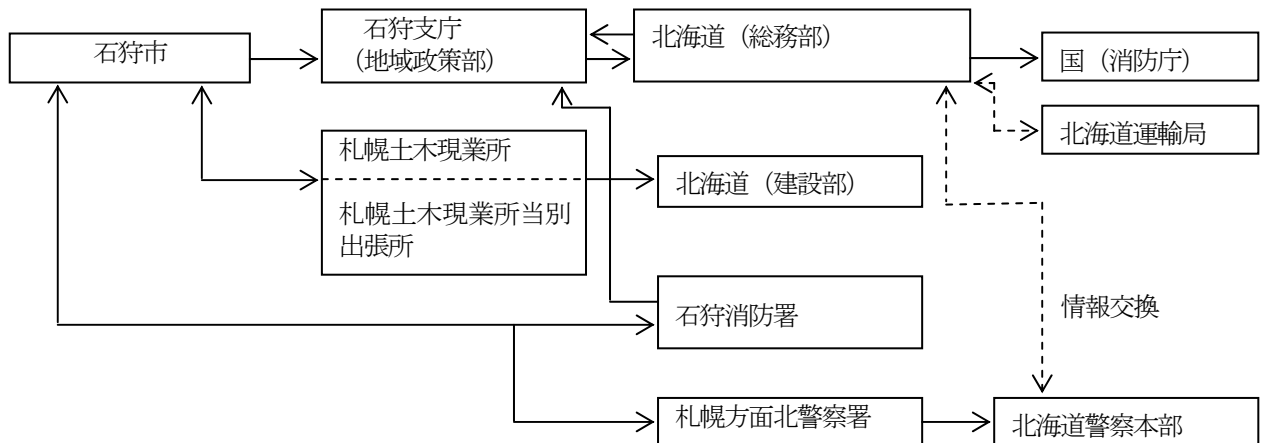
1 国の管理する道路



2 道の管理する道路



3 市の管理する道路



### 第3節 危険物等災害対策計画

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物等）の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため実施する予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

なお、海上への危険物の流出等による災害対策については、本章第1節「海上災害対策計画」の定めるところによる。

#### 1 災害予防

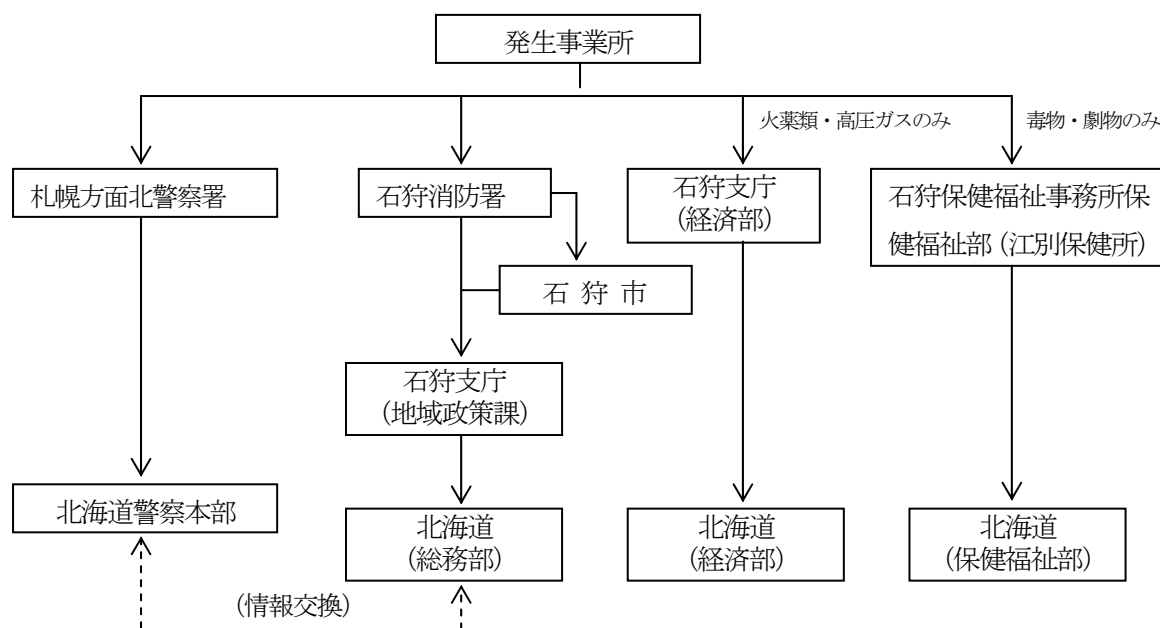
危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者及び関係機関は、必要な予防対策を実施するものとする。

#### 2 災害応急対策

##### (1) 情報通信連絡系統

危険物等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。

情報通信連絡系統図



##### (2) 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族及び地域住民等に対して行う広報は、本編第4章第4節「災害広報計画」の定めるところにより実施する。

##### (3) 応急活動体制

ア 市長は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を

整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

イ 市及び防災関係機関は、円滑かつ迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施する。

#### (4) 消防活動

消防機関は、本編第5章第4節「消防計画」の定めるところによるほか、事業者との緊密な連携を図り、危険物等の性状に合った適切な消防活動を実施する。

#### (5) 避難、救助救出及び医療救護活動等

市及び防災関係機関は、本編第6章第3節「避難救出計画」及び本編第6章第8節「医療及び助産計画」の定めるところにより、必要な避難措置、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施する。

また、本編第6章第11節「行方不明者の捜索並びに死体収容、処理及び埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施する。

#### (6) 交通規制

警察署は、災害の拡大の防止及び交通の確保のため、本編第6章第18節「災害警備計画」の定めるところにより必要な交通規制を実施する。

#### (7) 自衛隊派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、本編第6章第19節「自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより、石狩支庁長へ自衛隊の派遣要請の依頼をする。

#### (8) 広域応援

市及び消防機関は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、他の消防機関、他の市町村、道へ応援を要請する。

## 第4節 大規模な火事災害対策計画

死傷者が多数発生する等大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立し、その拡大を防御し被害の軽減を図るため実施する予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

### 1 災害予防

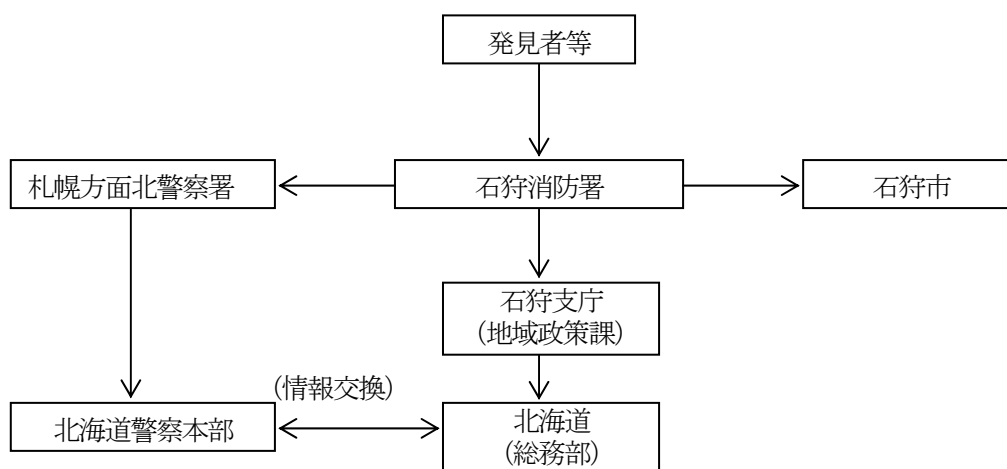
市及び消防機関は、大規模な火事災害の発生を未然に防止するため、防火地域の的確な指定等による大規模な火事災害に強いまちづくり、防火思想の普及、自主防火防災組織の育成指導、消防力の整備等必要な予防対策を実施する。

### 2 災害応急対策

#### (1) 情報通信連絡系統

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。

#### 情報通信連絡系統図



#### (2) 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族及び地域住民等に対して行う広報は、本編第4章第4節「災害広報計画」の定めるところにより実施する。

#### (3) 応急活動体制

ア 市長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

イ 市及び防災関係機関は、円滑かつ迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施する。

(4) 消防活動

消防機関は、本編第5章第4節「消防計画」の定めるところにより、人命の安全確保と延焼防止を基本として、速やかに火災の状況を把握し、重要かつ危険度の高い箇所及び地域を優先しながら消防活動を行う。

(5) 避難、救助救出及び医療救護活動等

市及び防災関係機関は、本編第6章第3節「避難救出計画」及び本編第6章第8節「医療及び助産計画」の定めるところにより、必要な避難措置、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施する。

また、本編第6章第11節「行方不明者の捜索並びに死体収容、処理及び埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施する。

(6) 交通規制

警察署は、災害の拡大の防止及び交通の確保のため、本編第6章第18節「災害警備計画」の定めるところにより必要な交通規制を実施する。

(7) 自衛隊派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、本編第6章第19節「自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより、石狩支庁長へ自衛隊の派遣要請の依頼をする。

(8) 広域応援

市及び消防機関は、災害の規模によりそれぞれ単独で十分な災害応急対策を実施できない場合は、他の消防機関、他の市町村及び道へ応援を要請する。

## 第5節 航空災害対策計画

市の地域において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下「航空事故」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立してその拡大を防ぎ、被害の軽減を図るため、市及びその他防災関係機関が実施する対策はこの計画の定めるところによる。

### 1 情報通信

- (1) 市及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- (2) 市及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- (3) 市及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化及び応急対策の調整等を行う。
- (4) 航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、別図のとおり。

### 2 災害広報

市及び関係機関は、被災者の家族、旅客及び地域住民に対し、次の情報を提供する。

- (1) 航空災害の状況
- (2) 旅客及び乗務員等の安否確認
- (3) 医療機関等の情報
- (4) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (5) 避難の必要性等、地域に与える影響

### 3 応急活動体制

市は、航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応援活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

### 4 救助救出活動

航空災害時における救助救出活動については、本編第5章第4節「消防計画」及び第6章第3節「避難救出計画」の定めによる。

### 5 医療救護活動

航空災害時における医療救護活動については、本編第6章第8節「医療及び助産計画」の定めによる。

### 6 消防活動

- (1) 石狩消防署は、本編第5章第4節「消防計画」に基づき速やかに航空災害による火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車等による消防活動を迅速に実施する。

(2) 石狩消防署の職員は、航空災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

## 7 行方不明者の捜索及び死体の收容等

市は、本編第6章第11節「行方不明者の捜索及び死体の收容処理・埋葬計画」の定めにより、行方不明者の捜索、死体の收容、埋葬等を実施する。

## 8 交通規制

札幌方面北警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、必要な交通規制を行う。

## 9 防疫及び廃棄物処理等

災害に係る航空機が国際線である場合は、空港検疫所等と密接な連携をはかりつつ、本編第6章第9節「防疫計画」の定めるところにより、的確な応急防疫対策を講じる。

## 10 自衛隊派遣要請

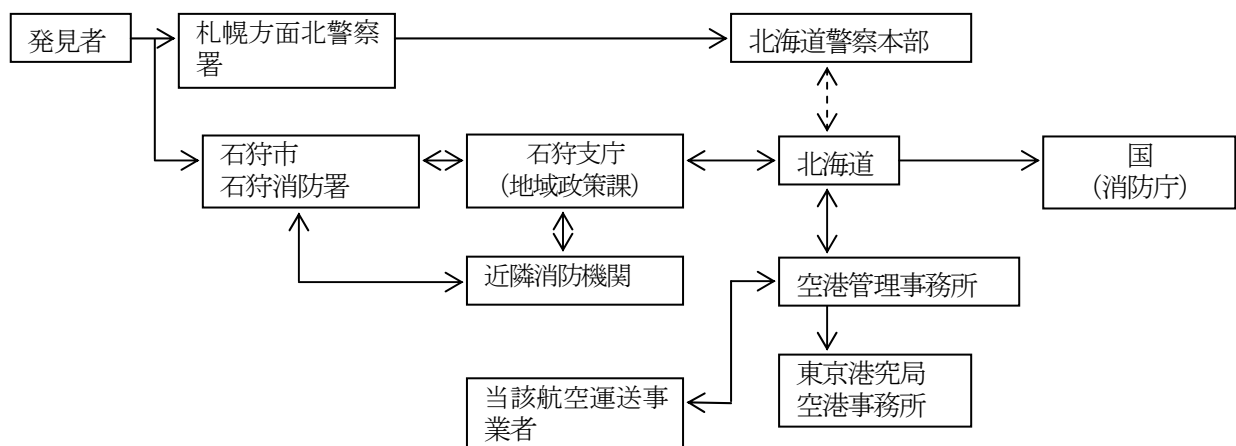
市は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、本編第6章19節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めにより、石狩支庁長を通じて道に自衛隊の災害派遣の要請を依頼する。

## 11 広域応援

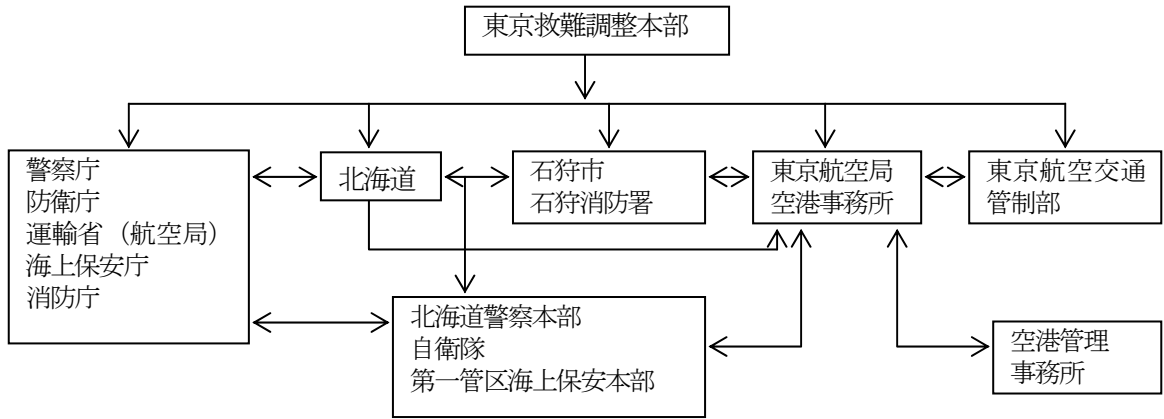
市は、災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合には、道及び他の市町村等へ応援を要請する。

### 別図 情報通信連絡系統図

#### (1) 発生地点が明確な場合



(2) 発生地点が不明な場合 (航空機の搜索活動)



(注) 救難調整本部は、東京空港事務所に設けられる。



## 第6節 林野火災対策計画

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に早期に初動体制を確立し、その拡大を防ぎ、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急対策はこの計画の定めるところによる。

### 1 林野火災予消防対策実施組織体制の整備

予消防対策については、石狩地区林野火災予消防対策協議会作成の林野火災予消防対策重点事項に基づき、生活環境部みどりの課が石狩市林野火災予消防対策実施要領を作成し必要な事項を定めるものとする。

#### (1) 実施機関

予消防対策機関は、次のとおりとする。

- ア 石狩市
- イ 石狩支庁
- ウ 石狩北部地区消防事務組合石狩消防署
- エ 石狩森林管理署
- オ 北海道警察札幌方面北警察署
- カ 石狩北部森林組合
- キ 石狩森づくりセンター

#### (2) 協力機関

協力機関は次のとおりとし、実施機関に協力し、予防の万全を図る。

石狩市教育委員会、石狩市農業協同組合、石狩北部地区農業改良普及センター、各森林愛護組合、石狩開発株式会社、森林保全巡視員、自然保護監視員、私有林監視員、その他関係機関

### 2 林野火災予防対策

林野火災の発生原因は、タバコ、マッチ及びごみ焼きの不始末によるものが多く、特に山菜取、ハイキング、釣り等、レジャー人口の増加等に伴う林野火災が多発傾向にある。

このため、入林者に対する指導啓発ばかりでなく、林内事業者、森林所有者、市街部を含めた一般市民、あるいは札幌市を中心とした近隣市町村を対象にする必要があり、テレビ、ラジオ、新聞等報道機関等を利用し、全道的な啓発活動が行われるが、本市では以下の対策を講ずる。

#### (1) 林野火災危険期間の設定

- ア 4月1日から6月30日までを「危険期間」とする。
- イ 「危険期間」のうち4月21日から5月31日までを「林野火災予防強調期間」とする。

#### (2) 林野火災警防思想の普及宣伝

- ア 市広報等による思想普及
- イ 森林保全巡視員等協力機関の口頭による宣伝
- ウ ポスター・旗類による啓発
- エ 道を主体とする新聞・ラジオ・テレビ等による宣伝

### (3) 警防重点事項

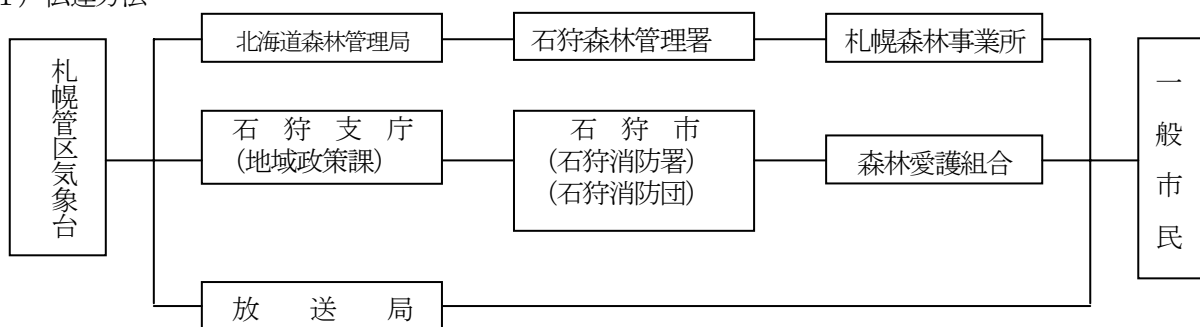
- ア 入林者に対しては、森林所有者又は、管理者の了解なしに入林できないことを明示し、森林の公益性について理解を求め予防の啓発に努める。
- イ 造林並びに開墾火入、タバコの吸殻、ごみ焼、焚き火などの火の取扱いには特に注意を促す。
- ウ 地域森林愛護組合は巡視にあたる。

## 3 気象情報対策

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として気象官署が発表及び終了の通報を行うが、林野火災の発生は、気象条件が極めて大きな要素となるので気象情報を迅速かつ的確に把握するため、情報の連絡体制を次のとおりとする。

また、テレビ、ラジオにより接受した場合でも各担当者は適切な措置を講ずることとする。

### (1) 伝達方法



### (2) 市の措置

通報を受けた市は、通報内容、とるべき措置等を、警察、消防機関等の関係機関へ通報するとともに、一般住民に周知徹底を図る。

なお、市長は、林野火災情報又は注意報の通報を受けたとき又は気象の状況が林野火災発生危険があると認めたときは、火災警報を発令することができる。

## 4 火入れ対策

火入れを行う場合は、必ず事前に届けるよう指導する。

また、危険期間中の火入れは極力避けるようにし、できる限り夏季若しくは秋季に行うよう指導するとともに、次の事項の徹底を図る。

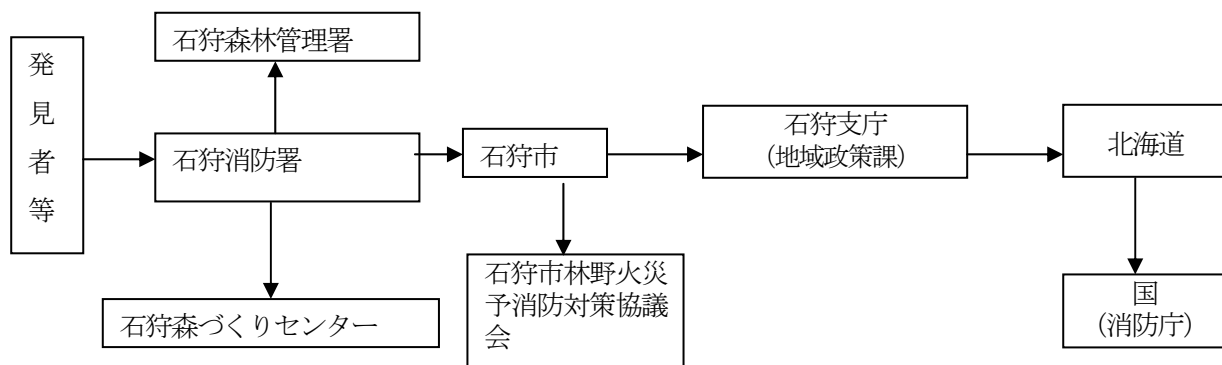
- (1) 火入れをする場合、必ず許可を受けるよう指導し、許可付帯条件については必ず実行する。
- (2) 警報発令中、又は気象状況の急変の際は一切の火入れを中止する。
- (3) 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者の確認を受けさせる。また、跡地は気象状況に応じ、1日～3日位の巡視をする。
- (4) 共同火入れをする。
- (5) 造林火入れの場合は防火線を設置する。
- (6) 火入れ延期は、許可書の再交付を受ける。
- (7) 火入れをする場合は、石狩消防署長に連絡する。

## 5 応急対策

### (1) 情報通信

- ア 市及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- イ 市及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- ウ 市及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の認識、共有化、応急対策の調整等を行う。
- エ 市及び石狩支庁において、「林野火災被害状況調書の提出について(昭和54年2月26日付け林政第119号)」に基づく林野火災被害状況調書の提出を速やかに行う。
- オ 広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。

情報通信連絡系統図



### (2) 災害広報

市は被災者の家族及び地域住民等に対し、次の情報を提供する。

- ア 被災の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の実施する応急対策の概要
- オ 避難の必要性、地域に与える影響
- カ その他必要な事項

### (3) 応急活動体制

市は、広範囲にわたり林野の焼失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

### (4) 消防活動

林野火災消防の目的は、火災を最も短時間に容易に消火し、危険物を除去して火災の拡大防止に努めることにあるので、林野火災消火資機材等が常に緊急時に対処できるよう整備点検をするとともに、市及び関係機関は次の事項に留意し、林野火災の際は、関係機関の積極的な協力を求め、早期消火を図る

ものとする。また、市内の消防機関で消火困難な場合は、本編第5章第4節「消防計画」、本編第6章第19節「自衛隊災害派遣要請計画」に基づく応援を要請し消火の万全を期するものとする。

ア 山火事の発見者は、最も速やかな方法で消防機関に通報するとともに、関係機関に通知する。

イ 通報を受けた機関は、直ちに他の機関と連絡をとり、速やかに消火体制をとる。

ウ 市（総務対策部）は、延焼拡大の危険性があり消火困難となったときは石狩支庁を通じ自衛隊の派遣要請を依頼する。

#### (5) 避難措置

市は、人命の安全を確保するため、本編第6章第3節「避難救出計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施する。

#### (6) 自衛隊災害派遣要請

市は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、本編第6章第19節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めにより、石狩支庁長を通じて道に自衛隊の災害派遣の要請を依頼する。

#### (7) 広域応援

市は、災害の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、道、市町村等へ応援を要請する。